

県本部評議会運営規程

第1条 この規程は、全日本自治団体労働組合福島県本部（以下「県本部」と呼ぶ）規約第20条第1項、第3項に基づき次の評議会の運営について定める。

- (1) 現業評議会
- (2) 衛生医療評議会
- (3) 社会福祉評議会
- (4) 公営企業評議会
- (5) 公共サービス民間労働組合評議会

第2条 この規程の前条各号にある各評議会（以下「評議会」という。）の名称は、すべて県本部〇〇評議会と呼ぶ。

第3条 評議会は綱領、規約及び運動方針に基づき、総支部、関係単組、職能部門特有の問題を中心に協議し、情報の交換、闘争の指導、資料の作成などを通して自治労組織の強化を図ることを目的とする。

第4条 評議会に次の機関をおき、必要に応じて中央執行委員長がこれを召集する。

- (1) 幹事会
- (2) 代表者会議

第5条 評議会に次の役員をおくことができる。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 若干名

- (5) 幹事 若干名

第6条 議長、副議長は、幹事会の互選により選出する。

- 2 事務局長は、選挙に際し、評議会の選出を必要とする役員の中から中央執行委員会が氏名する。

第7条 役員は任期は定期大会から次期定期大会までとする。ただし、再選を妨げない。

第8条 議長は評議会を代表し、会議の議長となり、評議会の運営にあたる。

- 2 副議長は議長を補佐し、議長事故あるときは、これを代行する。

- 3 事務局長は、評議会業務を処理する。

- 4 幹事は幹事会を構成し、各総支部内の連絡にあたる。

- 5 県本部中央執行委員は四役または三役から選出する。

第9条 代表者会議は、各単組代表者をもって構成する。

第10条 評議会のなかに、必要に応じ、中央執行委員会の承認を経て部会を設けることができる。

第11条 この規程は、県本部中央執行委員会の承認を経なければ改廃することができない。

附 則

- 1 この規程は、1994年10月14日に改正し、同日より施行する。

- 2 この規程は、2008年2月14日改正し、2008年4月1日より施行する。